

2011年JMRC中国・四国ラリーシリーズ 第5戦

第21回
チェリッシュつちの子ラリー
in にいみ 2011

特別規則書

草案

2011年9月10日（土）



チェリッシュ モータースポーツ クラブ

目次

第1条	競技会の名称及び格式	1
第2条	競技種目	1
第3条	開催日程	1
第4条	オーガナイザー及び大会事務局	1
第5条	大会役員	1
第6条	競技役員	1
第7条	コース	1
第8条	集合場所及びタイムスケジュール	1
第9条	参加資格	2
第10条	参加車両・部門・クラス・参加台数	2
第11条	タイヤ	2
第12条	参加手続き及び参加受理	2
第13条	参加申込受付期日及び受付先	2
第14条	乗員および車両の変更	3
第15条	公式車両検査	3
第16条	ドライバースブリーフィング	3
第17条	計 時	3
第18条	チェックポイント（CP）及びパスコントロール（PC）	3
第19条	サービス	3
第20条	減点及び成績	3
第21条	賞典	4
第22条	参加者の遵守事項	4
第23条	失格	4
第24条	抗議	4
第25条	公式通知	5
第26条	競技会の延期または中止	5
第27条	競技会の成立	5
第28条	本規則の解釈	5
第29条	損害の補償	5

チェリッシュつちの子ラリー inにいみ2011 特別規則書

公示 本競技会は、日本自動車連盟（JAF）公認のもとにFIAの国際モータースポーツ競技規則それに準拠したJAFの国内競技規則およびその付則、2011年日本ラリー選手権規定、2011年JMRC中国・四国ラリーシリーズ一般規定、並びに本規則に従って、JAF公認準国内競技として開催する。

第1条 競技会の名称及び格式
JMRC中国、四国ラリーシリーズ第5戦 第21回チェリッシュつちの子ラリー inにいみ2011
JAF公認 準国内競技
初・中級向け

第2条 競技種目
4輪自動車によるリライアビリティラン・ラリー （タイムトライアルを含む）
第2種アベレージラリー

第3条 開催日程
2011年9月10日 （土）

第4条 オーガナイザー及び大会事務局
（1）オーガナイザー
チェリッシュモータースポーツクラブ（T.CHERISH）
代表者 田口 盛一郎
（2）大会事務局
〒710-0145 岡山県倉敷市福江533-1 チェリッシュ内
TEL 086-485-1866 FAX 086-485-1867

第5条 大会役員
大会会長 佐古 信五 （岡山県議会議員）
大会副会長 八木みのる （倉敷市議会議員）
審査委員長 中村 公彦 （ワシュー）
審査委員 藤原 寛 （T. CHERISH）
組織委員長 佐伯 正人 （T. CHERISH）
組織委員 坂本 幸洋 （T. CHERISH）
組織委員 田口盛一郎 （T. CHERISH）

第6条 競技役員
競技長 藤井 薫（T. CHERISH） 副競技長 田口盛一郎（T. CHERISH）
コース委員長 丸本 淳二（T. CHERISH） 計時委員長 小野 守（T. CHERISH）
技術委員長 田村 潔（T. CHERISH） 救急委員長 岸本 齊（T. CHERISH）
事務局長 原野 雅子（T. CHERISH）

第7条 コース
岡山県内約100km。
約49kmのタイムトライアル区間を含む。（舗装路）
詳細はルートブックで示す。

第8条 集合場所及びタイムスケジュール
（1）集合場所 岡山県新見市大佐小阪部 2237-13 大佐山自然公園
（2）タイムスケジュール 9月10日（土）
受付 6:00 ～ 6:30
車両検査 6:00 ～ 7:30
ドライバーズブリーフィング 8:00 ～
スタート 9:01（1号車）
ゴール予定 15:00
表彰式予定： 16:00

第9条 参加資格

- (1) 1台の車両に乗車する定員は正・副ドライバーの2名とし、両名共に本競技会開催中に該当車両を運転できる有効な運転免許証を所持していなければならない。
- (2) 正・副ドライバーは、競技会に有効なJAF発行の競技運転者許可証国内B級以上を所持していなければならない。
- (3) 参加申込者と正・副ドライバーが異なる場合、参加申込者は競技会に有効なJAF発行の競技参加者許可証を所持していなければならない。
- (4) 参加申込者と正・副ドライバーが異なる場合、競技中の参加者の責任及び義務に関して、正ドライバーがその責任を負うものとする。

第10条 参加車両・部門・クラス・参加台数

- (1) 参加車両は、2011年度JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったRN、RJ車両またはRF車両およびFIA公認車両またはJAF登録車両で2002年12月31日以前に運輸支局等に初度登録され、かつ2002年JAF国内競技車両規則第3編ラリー車両規定に従った車両(RB車両)で、2011年度JMRC中国・四国ラリーシリーズ車両規定に従った車両とし、次の条件を満たさなければならない。
 - (i) 正規の自動車登録番号標が交付されており、自動車検査証、自動車賠償責任保険証、及びラリー競技に有効な自動車保険証券を携帯すること。
 - (ii) エアークリーナー・マフラーは、ノーマルを装着すること。フレッシュマンクラスに参加するスピード行事SA車両の場合はこの限りでない。
 - (iii) 国内競技車両規則第2編第2章第2条に従った4点式以上の安全ベルトを追加装着すること。(乗車人数分の装着を義務付ける)
 - (iv) 国内競技車両規則第2編第2章第3条に従った消火装置を搭載すること。
 - (v) ロールバーの装着を義務付ける。
- (2) 本競技会の部門、クラス分けは次の通り。(排気量は過給換算後の数値)
 - (I) チャンピオン部門
 - Aクラス：1500cc以下の車両
 - Bクラス：1500ccを超え3000cc以下の車両
 - Cクラス：3000ccを超える車両
 - (II) フレッシュマン部門
 - FAクラス：1500cc以下の車両
 - FBクラス：1500ccを超え3000cc以下の車両
 - FCクラス：3000ccを超える車両
- (3) 本競技会の参加台数を、各部門あわせて60台以内とする。

第11条 タイヤ

タイヤサイズは、道路運送車両法に適合するサイズである事。
ラリータイヤまたは一般ラジアルタイヤに限る。(Sタイヤは禁止)

第12条 参加手続き及び参加受理

1. 参加料： ￥40,000
2. 共済掛金： JMRC共済加入者は当日共済加入を証明する物を必ず携帯すること。
当日受付において共済加入を証明できない場合には、未加入・不携帯を問わず、JMRC中国が管掌する共済に加入しなければ出走できない。(加入費用 ￥1,000/人)
3. サービス： 人員、車両共に登録不要
4. 必要書類： 中国四国地区ラリー競技統一参加申込書(車両申告書への記入および誓約書への自署・捺印を必要とする)。本競技会に有効な対人・対物賠償任意保険証、ライセンス、共済加入証(または共済加入を証明するもの)のコピー。
主催者にて本競技会に有効な任意保険に契約する場合には、車検証のコピーおよび運転免許証のコピーを添付すること。保険料は、競技会当日、受付にて支払うこと。
5. 参加申込は所定の用紙に必要な事項を記入の上、参加料を添えて現金書留による郵送または持参して申し込むこと。

第13条 参加申込受付期日及び受付先

1. 受付期日： 2011年8月8日(月)～8月29日(日) 必着
2. 受付先： 第4条に記載する大会事務局

第14条 乗員および車両の変更

1. 正式参加受理後の乗員および車両の変更は認められない。ただし、参加者から理由を付した文書が受け付け終了時刻までに提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
2. 参加部門または参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。

第15条 公式車両検査

1. 参加車両はオーガナイザーが指定した場所において公式車両検査を受けなければならない。
2. 公式車両検査は、第10条に記されている車両規則に基づいて行う。
3. スタート前の車両検査は保安面を主として行う。
受 付 時：運転免許証及び競技運転者（競技参加者）許可証（2名分）。
申込み時にコピーを添付しなかった者は本競技会に有効な任意保険証
車両検査時：自動車検査証、自賠責保険証、前照灯、制動灯、番号灯、方向指示器、ワイパー、ホーン、マフラー、排気音、非常停止表示板（2枚）A4サイズで、表面に緑文字で「OK」、裏面に赤文字で「SOS」が記入されたもの（2枚）、安全ベルト、ヘルメット、消火器、牽引ロープ、非常用赤色信号灯、救急薬品、使用タイヤ等
4. 規定の時間内に車検に合格しない車両は、例外なくスタートできない。
5. 競技中もしくは競技終了後、任意の競技車両について再車検を行う。
再車検の場合に必要な工具、部品、人員及び費用は参加者の負担とする。
6. オーガナイザーは、必要に応じて車両保管を命ずる権限を有する。その場合、車両保管場所への参加者及びドライバーの立ち入りはできない。

第16条 ドライバースブリーフィング

すべての参加者、ドライバー及びナビゲーターは、ドライバースブリーフィングに出席しなければならない。欠席による不利益については、オーガナイザーはその責任を負わない。

第17条 計 時

1. 全ての時刻は、NHK又はN T Tの時報により校正されたオーガナイザーの時計により、日本標準時で計測する。時計の誤差に対する抗議は一切認めない。
2. 計時は、参加車両の前輪の中心が、計測ラインを通過した瞬間の時刻とする。
但し、任意の計測ラインにおいて、予めスタート時刻を指示する場合がある。

第18条 チェックポイント（CP）及びパスコントロール（PC）

1. CPはオーガナイザーのマークの付いた標識で明示し、原則として進行方向の左側に設置される。
またその発見は参加者の義務とする。
2. CPの開設は、1号車の通過予定時刻の15分前とし、全参加車両通過確認後または最終スタート車の通過予定時刻の30分後に閉鎖される。
3. 特に指示したオープンチェックを除き、CPを見通すことのできる地点に入ってから時間調整を目的とした停止、最徐行を禁止する。
4. CPに並進進入してはならず、この場合進行方向右側の車両の計測は行わない。
5. PCをコース上に設置し、指示速度を変更することがある。
6. CP、PC共に時間計算は秒未満を切り捨てて計算すること。

第19条 サービス

1. 車両整備作業の監督は、技術委員長およびその指名を受けた競技役員が行う。
2. 競技中はオーガナイザーの指定したサービス地点以外での車両整備作業を禁止する。
3. サービス地点には登録されたサービスカー、競技車両、競技役員車両以外は入場出来ない。また、車両整備作業を行える者は、当該車両の乗員及び登録されたサービス員とする。
4. 車両整備作業の範囲は、タイヤ、灯火類のバルブ、点火プラグ、Vベルトの交換とし、それ以外の整備作業については技術委員長の許可を得る事。
5. サービスカー及び車両積載車の駐車・移動等については、競技役員の指示に従う事。

第20条 減点及び成績

1. スタート、CP、フィニッシュによって分割された区間の実所要時間と標準時間（正解時間）との誤差をその区間の減点とする。
2. 秒計時区間においては、誤差1秒につき1点とする。

3. 分計時区間においては、誤差1分につき10点とする。
4. 公式タイムスケジュールに遅れた時は、1分につき100点の減点。
5. フライングスタートは、1秒につき、10点。
6. チェックカードの紛失は、1枚につき1000点。
7. コントロールシートの計算ミスは、件数に関係なく10点。コントロールシートの提出時間制限、サービス時間の制限等、別途指示書や公式通知などで、時間を制限している場合のタイムオーバーは、1分につき10点。

成績は、減点合計の少ないものを上位とし、順位決定する。

同減点の場合、次の順で決定する。

1. SS1の減点の少ないもの。
2. SS2の減点の少ないもの。
3. 抽選

第21条 賞典

各クラス1～3位 JAFメダル及び副賞。

ただし、参加台数により増減する。

第22条 参加者の遵守事項

1. 競技中はいかなることがあろうとも現行道路交通法の遵守を最優先とし、一般車両及び走行者に迷惑を及ぼさないこと。
2. 他車に追従する場合、対向車のある場合及び民家のある所では前照灯の照射方向を必ず下向きにすること。また、明らかに追い越そうとしている車両がある場合には、安全且つ速やかに進路を譲って追い越させること。
3. 競技から離脱する場合（失格などの場合を含む）は、最寄りのオフィシャルにリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は、電話等の手段で事務局に連絡し、直ちにゼッケン番号及びラリー競技会之証その他の競技関係添付物を取り除くこと。
4. 競技中はオーガナイザーが指定したサービス地点以外でサービスを受けることはできず、また指定給油所以外での給油は禁止する。
5. 走行中、安全ベルトは全員が全区間で着用すること。ヘルメットはOMCP以後、最終CPまで着用を義務付ける。（但しノーチェック区間は除く）

第23条 失格

次の場合を失格とする。

1. CPに逆方向から進入したとき。
2. 交通事故を起こしたとき。
3. 道路交通法に違反し、警察の取調べを受けたとき。
4. 競技中著しく車体または保安部品を破損したとき。
5. リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
6. 走行マナーならびに競技者としてのマナーが悪いと判断されるとき。
7. チェックカード、コントロールカードを改ざんしたとき。
8. 車両規則違反が発見されたとき。
9. スタート後、車両または乗員を変更したとき。
10. 参加者または関係者間で不正行為が行われたとき。
11. オーガナイザーの指示する区域以外でサービス、給油をうけたとき。
12. 各諸規則及び本規則に定める事項に違反があったとき。
13. その他競技役員の指示に従わなかったとき。
14. 以上のほか、本競技会の名誉を著しく汚したと判断したとき。

第24条 抗議

1. 参加者は自己が不当に処遇されていると判断した場合、抗議する権利を有する。
2. 抗議は抗議対象となる理由を具体的に記述した文書に抗議料（20,300円）を添え、競技長に提出する。
3. 抗議料はその抗議が成立した場合のみ返還される。
4. CPカードに関する抗議はそのCPで直ちに行い、CP責任者の判定を最終的なものとし、これに対する抗議は受け付けない。
5. 競技に対する抗議はその参加者の競技終了後30分以内に書面にて提出しなければならない。

6. 競技成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内に書面にて提出しなければならない。
7. 技術委員長の裁定に対する抗議は裁定直後に抗議提出の意思表示を行い、裁定後30分以内に書面にて提出しなければならない。
8. 審査委員会の裁定結果は審査委員長より口頭で当事者に通告される。

第25条 公式通知

公式通知は、それに示す範囲において、既に表示された全ての指示に優先する。

第26条 競技会の延期または中止

保安上または不可抗力による事情が生じた場合は、競技会審査委員会の決定により競技会を延期または中止、途中取りやめとすることができる。

第27条 競技会の成立

本競技会は、オーガナイザー並びに大会役員の手違いであるなしに関わらず、競技としての成績判定が可能な限りにおいて、打ち切りの場合でも成立する。

第28条 本規則の解釈

本規則及び競技に関する諸規則、公式通知の解釈について疑義が生じた場合は、審査委員会の決定を最終とする。本規則に明示されていない場合は、全て国内競技規則が優先する。

第29条 損害の補償

参加者及びサービス員は、事故、過失により生じた損害について、自己の責任において一切の処理を行わなければならない。また、JAF、JMRC、オーガナイザー、大会役員及び道路や施設の管理者が、一切の損害補償の責任を免除されていることを承知していなければならない。

即ち、大会役員はその役務に最善を尽くすことはもちろんであるが、その役務遂行によって万一事故が生じた場合、それに対する一切の補償責任を、JAF、JMRC、オーガナイザー、大会役員、道路管理者、施設管理者は負わない。

第21回チェリッシュつちの子ラリーinにいみ2011
大会組織委員会